

平成26年2月28日

各位

近畿日本鉄道株式会社

食材等の不適切な表示に関する有識者委員会からの報告・提言
および再発防止体制の強化に向けた諸施策について

当社では、昨年秋に当社グループ施設で判明した食材の不適切表示について、その原因究明および再発防止策の策定を目的として昨年11月15日に有識者委員会を設置いたしました。今般その調査結果がまとまり、同委員会から報告および提言を受けました。

この度の事態ではお客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。

当社グループでは、再発防止のため既に各社においてメニューチェック体制の整備や関係法令の研修などに努めているところでありますが、有識者委員会からの提言を踏まえた諸施策を講じ、なお一層の再発防止体制の強化を図ることといたしましたので、下記のとおりご報告申し上げます。これらの取り組みにより、お客様により一層安全・安心なサービスをご提供する体制を確立してまいります。

記

I. 有識者委員会からの報告および提言

- ・概要を別紙1に記載いたしましたので、ご参照ください。
- ・同委員会からの報告書全文は、当社ホームページに掲出いたしますので、ご参照ください。[\(http://www.kintetsu.co.jp/\)](http://www.kintetsu.co.jp/)

II. 再発防止体制の強化に向けた諸施策

- ・別紙2をご参照ください。

(別紙1)

有識者委員会からの報告および提言の概要

I. 有識者委員会について 【P1～P4】

設置日	平成25年11月15日
調査委員	委員長 北山元章 (弁護士、元福岡高等裁判所長官) 委員 本郷真紹 (立命館大学教授、文学博士) 委員 米田秀実 (弁護士、弁護士法人淀屋橋・山上合同)
目的	①不適切表示の原因究明 ②再発防止策 (今後望まれる運営のあり方) の提言
調査対象	(株)近鉄旅館システムズ、(株)近鉄ホテルシステムズ、(株)近鉄リテールサービスおよび 当社サービスエリア事業部が運営または経営を行っている各料飲施設、その他

II. 調査方法 【P5】

- ・上記調査対象会社に、本件目的のために必要な範囲でそれぞれ経営者層、料飲部門担当者、購買部門担当者を選定し、必要に応じて、各施設の訪問、上記関係者のヒアリング、資料の提示を求める方法により、調査を実施した。
- ・不適切表示の存在が確認されなかった施設については、委員会において決定した調査内容、方法に基づいて、当社監査部による調査を実施し、委員会は当該調査内容を検討する方法により調査した。

III. 調査結果

1. 不適切表示の発生原因 【P69】

- ・メニュー表示の適切性を確保するための確認体制の不足
- ・食品表示関連法令および食材に対する知識の不足
- ・調理担当者の職業意識の不足

※不適切表示が判明した各社毎の個別原因

①(株)近鉄旅館システムズ 【P16～P25、原因の総括は P23～P25】

- ・調理部門の専断防止およびメニュー表示の適切性確保の体制の不十分さ
- ・食品表示関連法令および食材に対する知識不足
- ・コミュニケーション不足および調理担当者の人事の停滞

②(株)近鉄ホテルシステムズ 【P36】

- ・法令および食材に対する知識不足

③(株)近鉄ゴルフアンドリゾート 【P66】

- ・法令および食材に対する知識不足ならびに料理メニューの確認不足

2. 再発防止策の提言

- (1) 調理担当者等の食品表示に対する法令遵守意識および顧客に対する職業意識の涵養 【P71】
- ・食品表示に関する法令遵守に必要とされる食材、法令に関する知識、職責および調理担当者としての心構えを含むコンプライアンス教育並びに調理担当者の職業意識に関する教育
- (2) 料飲事業子会社等の社内管理体制強化の指導 【P72～P78】
- ①メニュー表示と使用食材に相違等が生じる可能性がある各段階における食品表示に関する多重確認体制の確立
 - ②産地等をメニューに記載する場合の仕入れ業者に対する証明書等提出の義務化
 - ③調理担当者の人事ローテーションの確保
- (3) 料飲事業子会社等に対する当社による統制機能の向上 【P78～P85】
- ①食品表示管理委員会、食品表示管理責任者の設置（当社内に委員会主宰組織の設置）
 - ・当社主宰で各料飲事業子会社等における食品表示管理のため、適切な知識、経験等を有する者を集め、食品表示の管理を目的とした活動を行う。
 - ・「食品表示管理委員会」で共有された食品表示に関する知識や体制整備のための施策を各料飲事業子会社に周知、教育、実施および浸透させるため、各料飲事業子会社等で「食品表示管理責任者」を選任する。
 - ②就業規則における罰則の明文化
 - ③当社によるグループ会社の定期監査における監視体制の整備
 - ④グループ内部通報窓口の周知徹底

(以 上)

(別紙2)

再発防止体制の強化に向けた諸施策

1. 料飲事業子会社間における組織横断的な取組みの推進

当社および各子会社で組織するグループ横断的な「食品表示管理委員会」を設置し、知識の集約と情報の取得並びに周知を組織的、効果的に行うとともに各社のメニュー表示に関する体制整備や運用状況を確認し、統一的な統制を行う。

事務局は当社生活関連事業本部流通事業統括部とし、スタッフを配置する。

【2月25日発足】

(食品表示管理委員会の具体的な取組み事項)

①各社に「総括食品表示管理責任者」を、各事業場に「食品表示管理責任者」を選任する。

「食品表示管理委員会」の推進する施策を実施し、その実効性を確保するため、各社において「総括食品表示管理責任者」を選任し、同責任者主導の下、食品表示の適切性を確保する体制を整備する。また各社ではそれぞれの事業場にも「食品表示管理責任者」を設置する。

②メニュー表示に関するガイドラインの策定と各社に対する指導

現在、一部グループ会社で既に再発防止策として暫定的なガイドラインを策定しているが、近く消費者庁からガイドラインが発出される予定であることから、これらを参考として当社グループ共通のメニュー表示ガイドラインを策定する。また、本ガイドラインを各社に展開・周知して適宜指導を行うとともに、継続的に整備運用状況をモニタリングする。

③食品表示に関する多重チェックシステムモデルの策定と各社に対する指導

メニュー作成から食材発注・検品時等に至る業務プロセスの各ステップで、確実にチェックすべき事項を定めた多重チェックシステムのモデルを策定する。また、本チェックシステムモデルを各社に展開・周知して適宜指導を行うとともに、継続的に整備運用状況をモニタリングする。

(例)

メニュー作成時	⇒	メニュー印刷前	⇒	食材発注時	⇒	食材検品時
---------	---	---------	---	-------	---	-------

等の各段階におけるチェック

④関係法令・ガイドライン改正等に関する情報把握と周知

関係法令・ガイドライン改正等の情報を委員会事務局が適宜把握し、当社のグループネット等を通じて確実に各社に周知徹底を図る。

⑤食品表示関係法令違反事例のデータベース構築および教育研修への活用

食材に関する不適切表示をはじめ、他社等で過去に生じた食品問題に関するコンプライアンス違反事例のデータベースを構築し、グループ各社からアクセス可能として各社における継続的な教育・研修に活用する。

⑥食材調達システムのシステム化推進

食材の調達を行う購買システムの導入を進め、調達食材の一元的把握を行え

る体制を整えることにより、多重チェック体制の実効性を高める。また、グループ全体として食材の調達を最適化する仕組みについても検討を進めていく。

⑦各社調理部門（調理師）の人事情報の管理

調理師の経歴等、人事情報を一元的に把握する仕組みを整え、料飲事業各社からの調理師に対する異動・応援要請など人事要請にグループ会社相互間で対応できる体制を整備する。

2. 産地証明書等の提出の義務化推進

産地等をメニューに記載する場合等、メニュー不適切表示が発生するリスクのある食材については、仕入れ業者に対し、規格書、仕様書、産地証明書、出荷証明書等の提出を要請、義務づける。

3. 調理担当者等の食品表示に対する法令遵守意識および顧客に対する職業意識の涵養

(1) 料飲事業子会社等担当部署による教育研修の強化

食品表示委員会が作成する研修資料等を活用し、各社で適宜研修を実施する。

(2) 外部講師による講演会の定期的開催

経験豊富かつ実績のある外部の講師を招いて講演会を定期的を開催する。食品表示に関する法令遵守に必要とされる食材や法令に関する知識を学ぶとともに、調理担当者としての職責および心構え等を再徹底するコンプライアンス教育を実施し、調理担当者の職業意識の涵養を図る。

4. 法令違反行為等の防止・是正手段の強化

(1) 当社監査部による監査の実施

当社監査部によるグループ会社巡回監査において、料理メニュー表示の妥当性に関する検証を追加し、体制整備や運用状況のチェックを行う。また必要に応じ料飲事業子会社の内部監査部門、監査役と連携し、適宜抜き打ち監査等も実施する。

監査結果については、食品表示管理委員会に報告を行う。

(2) グループ会社における内部通報窓口の周知徹底

各社の調理部門に対しても、再度内部通報窓口の周知徹底を図る。

(3) コミュニケーションの円滑化推進

各料飲事業子会社において、食品表示管理責任者や管理部門、経営者層、料理長等が参加する会議を適宜開催し、組織全体で情報の共有、連携強化を図る。

(4) 料飲事業子会社就業規則における罰則の明文化

食品表示の不適切表示は懲戒処分の対象行為になることを各料飲事業子会社の就業規則に明文化し、従業員等に対して食品表示に対する法令遵守意識の浸透を図る。

以上の施策に加えて、先般公表いたしました純粋持株会社化の取り組みを通じて、料飲事業の一元的な統制に資する組織体制についても検討を進めてまいります。

(以 上)